



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 4 月 10 日 (月 曜 日) 第 397 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 1	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (自然環境課) 2	
○家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 2	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (3件) …………… ( “ ) 3	

○道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 3	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 4	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する意見書の提出…………… ( “ ) 4	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4	
○基本測量の実施の通知 (2件) …………… ( “ ) 5	
○基本測量の終了の通知…………… ( “ ) 5	
○公共測量の実施の通知…………… ( “ ) 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 271号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302945	コンパスイーク延岡塩浜	宮崎県延岡市塩浜町3丁目1795番地3	株式会社トーフク	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 17588番地8	令和5年2月1日	通所介護

### 宮崎県告示第 272号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302598	訪問介護事業所すみれ伊形町	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	令和5年2月28日	訪問介護
4570302606	通所介護事業所すみれ伊形町	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	令和5年2月28日	通所介護
4570800211	訪問入浴介護並木	宮崎県西都市下三財8124-8	社会医療法人暁星会	宮崎県西都市下三財3378番地2	令和5年2月28日	訪問入浴介護

宮崎県告示第 273号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又名は氏名	主たる事務所の所在地		
4570800211	訪問入浴介護並木	宮崎県西都市下三財8124-8	社会医療法人暁星会	宮崎県西都市下三財3378番地2	令和5年2月28日	介護予防訪問入浴介護

宮崎県告示第 274号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村（以上次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 275号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西都市	令和5年3月15日

宮崎県告示第 276号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字堂ノ元4908番3地先から同郡同村同大字同字4950番1地先まで	旧	3.7～28.9	195.0
				新	11.9～32.7	195.0

宮崎県告示第 277号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町笛水字瀬口1353番16地先から同市同町笛水同字1353番16地先まで	旧	16.0～87.8	129.7
				新	16.0～87.8	129.7

宮崎県告示第 278号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字本庄字上ノ丸10481番1地先から同郡同町同大字同字10489番12地先まで	旧	10.7～28.7	95.4
				新	10.7～28.7	95.4

#### 宮崎県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字堂ノ元4908番3地先から同郡同村同大字同字4950番1地先まで	令和5年4月10日

#### 宮崎県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
33	県道	都城北郷線	北諸県郡三股町大字長	令和5年4月10日

田字牧3582番2地先から同郡同町同大字同字3616番2地先まで

#### 宮崎県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字本庄字上ノ丸10481番1地先から同郡同町同大字同字10489番12地先まで	令和5年4月10日

#### 宮崎県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年4月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

##### 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字堂ノ元4908番3地先から同郡同村同大字同字4950番1地先まで

##### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

##### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

##### 4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月25日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ小林店  
小林市大字堤3026-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和5年2月27日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年4月10日から令和5年5月10日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ダイレックス日南店  
日南市中央通2丁目8番8
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設

令和4年12月8日

3 意見の概要

- (1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

久永文洋

日南市大字戸高1071番地

(2) 意見の内容又は趣旨

① 市道楠原平野線の中央こども園とコープみやざき日南店間は、平日の朝夕は通勤等の車両や通学路を児童生徒が行き交い、道路幅員が狭いため、また、信号機の影響のため交通渋滞が発生することがある。今回、市道楠原平野線に面した2か所に出入口を設置する計画だが、来客車両や来客の出入りが増加し、渋滞にますます拍車がかかり、いずれ事故が起きるのではと心配している。時差式信号機の設置を強く要望したい。

② 早朝の搬出入車両の騒音について、付近の住民に何らかの影響を及ぼすことが懸念される。場合によっては防音壁等の設置等を検討していただきたい。

③ 廃棄物等は、室内の廃棄物等保管施設で適正に保管し、臭気や騒音が外部に漏れることがないように常に細心の注意を払って対応していただきたい。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年4月10日から令和5年5月10日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）から令和5年3月9日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-3)第2971号	(有)上永金属工業	上永 勉	宮崎県日南市上平野町2-6-6	一般	屋根工事業、板金工事業	令和5年2月8日付で廃業した旨の届け	令和5年2月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第14107号	(株)翔希工業	加藤 裕也	宮崎県宮崎市佐土原町上田島7216-1	一般	とび・土工工事業、解体工事業	令和5年2月24日付で廃業した旨の届け	令和5年2月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-3)第1230号	(株)サトウ	佐藤 世紀	宮崎県宮崎市大字熊野488-1	特定	解体工事業	令和5年2月16日付で廃業した旨の届け	令和5年2月16日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (特-3)第4587号	(株)黒木設備工業	黒木 貴浩	宮崎県児湯郡新富町大字三納代2384-1	特定	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和5年2月16日付けで廃業した旨の届け	令和5年2月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第6879号	(株)富士建材	寺田 晃	宮崎県宮崎市阿波岐原町火切塚2767-2	一般	防水工事業、建具工事業	令和5年2月10日付けで廃業した旨の届け	令和5年2月10日 (一部廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業地域

宮崎県宮崎市、都城市、日南市、串間市、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町

3 作業期間

令和5年4月17日から令和6年2月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（空中写真撮影）

2 作業地域

宮崎県都城市、小林市、えびの市

3 作業期間

令和5年5月19日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（水準測量）

基本測量（G N S S 測量）

2 作業地域

宮崎県串間市

宮崎県西都市、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村

3 作業終了日

令和5年2月28日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年4月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業期間

令和5年3月16日から令和5年8月12日まで

--	--